

税務署からのお知らせ

平成15年度税制改正の概要(抜粋)

平成15年2月4日に平成15年度税制改正に関する法案が国会に提出され、3月28日に可決・成立し、3月31日に公布されました。
主な改正内容は以下のとおりです。

1 法人税関係

(1) 交際費等の損金不算入制度の改正

交際費等の損金算入額の400万円の定額控除額が認められる対象法人の範囲が資本金1億円以下(改正前5,000万円)の法人に拡大されるとともに、定額控除額までの交際費等の金額の損金不算入割合が10%(改正前20%)に引き下げられました。

(措法61の4)

(2) 同族会社の留保金課税制度に関する措置

同族会社の留保金課税制度について、青色申告書を提出する資本等の金額が1億円以下の法人のうち、自己資本比率が50%以下である場合には留保金課税を適用しない措置が講じられました。(措法68の2)

(1) (2)の改正は、平成15年4月1日から平成18年3月31日の間に開始する事業年度において適用されます。

(3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の創設

租税特別措置法に規定する中小企業者に該当する青色申告書を提出する法人が平成15年4月1日から平成18年3月31日までに30万円未満の減価償却資産を取得等した場合には、取得等をした事業年度において全額損金の額に算入する制度が創設されました。(措法67の8)

(4) 情報通信機器等の取得等をした場合の税制上の措置

青色申告書を提出する法人が平成15年1月1日から平成18年3月31日までに新品の情報通信機器等(いわゆるIT関連設備)の取得等をした場合には、情報通信機器等の取得価額等の50%の特別償却又は取得価額等の10%の税額控除の適用ができる措置が講じられています。(措法42の11)

IT関連設備とは以下の設備等となります。

なお、適用可能な資産の取得価額は、同一事業年度中に取得した以下の資産のイからチまでの合計額、りと同一資産の取得価額の合計額により判断をしますが、資本金等の規模によって適用可能取得価額に違いがあります。

- イ 電子計算機(パソコン、サーバー等)及び付属装置(プリンタ、スキャナー等)
- ロ デジタル複写機
- ハ ファクシミリ
- ニ ICカード利用設備
- ホ デジタル放送受信設備
- ヘ インターネット電話設備
- ト ルーター・スイッチ
- チ デジタル回線接続装置
- リ ソフトウェア